

平川市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡の設置基準等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない私有地の道路をいう。
- (2) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (3) 道路反射鏡 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定するほかの車両又は歩行者を確認するための鏡をいう。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合でありかつ道路状況等を勘案し市長が必要と認める場合に設置することができる。

- (1) 信号機の無い交差点において、左右又は左右のいずれかの見通しがきかない場合
- (2) 道路の屈折、屈曲部において前方の見通しがきかない場合
- (3) その他市長が認める場合

2 前項の設置基準に該当する場合においても、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則設置しない。

- (1) 私道等の利用者が限定される箇所
- (2) 車両等の通行に支障が生じる恐れがある箇所
- (3) 歩行者または自転車の確認のみを目的とする箇所
- (4) 法令等の規定による一時停止または徐行で見通しを確保できる箇所
- (5) 冬季の除雪作業に支障が生じる箇所

(設置要望)

第4条 道路反射鏡の設置要望は、町会の代表者が地域に必要と判断した場合に道路反射鏡設置要望書(様式第1号)を市長に提出して要望するものとする。

2 前項の規定により、道路反射鏡の設置を要望する場合において、設置要望先が民有地の場合は、道路反射鏡設置承諾書(様式第2号)をあわせて市長に提出するものとする。

(移設及び撤去)

第5条 道路環境の変化等により、管理する道路反射鏡が第3条に規定する設置基準に該当しなくなった場合は、当該道路反射鏡を移設または撤去するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。